

山梨県公報

第六百一十一号

令和七年

十一月二十日

木 曜 日

目 次

告 示

○道路の区域変更(二件)……………六二五

○道路の供用開始(三件)……………六二六

○建築基準法に基づく道路位置指定……………六二六

公 告

○松くい虫駆除命令内容の公表……………六二六

○落札者の決定について(五件)……………六二七

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………六二九

人事委員会

○退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則……………六三〇

公安委員会

○随意契約の相手方の決定について……………六三二

告 示

山梨県告示第三百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 雨畑大島線

三 道路の区域

山梨県告示第三百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 高瀬富士線

三 道路の区域

区間	新		旧	の別 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
南巨摩郡早川町雨畑字松木島三六四番三地 先から 南巨摩郡早川町雨畑字立石三六二番一地先 まで	五・〇 二九・五	五・〇 二九・五	二二九・七		
	五・〇 二九・五	五・〇 二九・五	二二九・七		
	九・八 三〇・七	九・八 三〇・七	一三六・五		

区間	新		旧	の別 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
南巨摩郡南部町福士字矢島四五六二番三地 先から 南巨摩郡南部町福士字町屋四五〇一番地先 まで	八・六 二七・九	五・九 二五・九	一九〇・五		
	八・六 二七・九	五・九 二五・九	一九〇・五		
	八・六 二七・九	五・九 二五・九	一九〇・五		

山梨県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から令和七年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。）

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	日野春停車場線	北杜市長坂町日野字日野原三〇 七六番六地先から 北杜市長坂町日野字日野原三一 一六番地先まで	一七六・六	令和七年十一月二十一日

山梨県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から令和七年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。）

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	横手日野春停車場線	北杜市長坂町日野字日野原三一 二四番九地先から 北杜市長坂町日野字日野原三〇 七六番八地先まで	一七六・六	令和七年十一月二十一日

山梨県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和七年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。）

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	中巨摩郡昭和町築地新居字 村北四三五番地先から 中巨摩郡昭和町築地新居字 村北四三九番一地先まで	五六・五	令和七年十一月二十五日

山梨県告示第三百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定の年月日 令和七年十一月十二日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市富士見二丁目千五十五番三、千五十六番四、道
- 三 指定道路の幅員 最大六・六一メートル 最小六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長 五十八・四七メートル

公 告

● 松くい虫駆除命令内容の公表
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 区域及び期間

1 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間 令和七年十二月二十二日から同年同月二十六日まで

二 森林病害虫等の種類 森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫三行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由 一 一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一 一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、

3 により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三 一に規定する樹木、三 二に規定する伐採跡地又は三 三に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一 二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4 の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

6 一 一の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、令和七年十二月四日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して不服を申し出ることができる。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 普通科教育用コンピュータ設備

(二) 数量 三式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和七年九月十二日

四 落札者

(一) 名称 リコージャパン株式会社

- (二) 住所 東京都大田区中馬込二丁目三番六号
- 五 落札金額 四千九百八十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年七月三十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 災害資機材搭載コンテナ
 - (二) 数量 六台
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和七年九月十六日
- 四 落札者
 - (一) 名称 有限会社アドセンターパル
 - (二) 住所 鳥取県鳥取市千代水二丁目八十八番地
- 五 落札金額 三千九百三十一万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年八月四日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

る。

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 発電機
 - (二) 数量 小型発電機三十五台、中型発電機七十五台
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和七年九月二十五日
- 四 落札者
 - (一) 名称 東八防災株式会社
 - (二) 住所 山梨県笛吹市御坂町八千歳二百八十七番地の一
- 五 落札金額 三千三百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年八月十四日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 普通科教育用コンピュータ設備
 - (二) 数量 二式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和七年十一月十日
- 四 落札者

- (一) 名称 株式会社システムインナカゴミ
- (二) 住所 山梨県中央市山之神流通団地一丁目八番二号
- 五 落札金額 三千四百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第二項の規定による公告を行った日 令和七年九月二十九日

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十一月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 災害対策本部電子地図等システム機器
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和七年十一月十日
- 四 落札者
 - (一) 名称 テクノホライゾン株式会社
 - (二) 住所 愛知県名古屋市中南区千竈通二丁目十三番地一
- 五 落札金額 三千五百九十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年九月二十九日

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條、第十七條第一項及び第十

九條第三項の規定による届出が次のとおりあった。
令和七年十一月二十日

山梨県選挙管理委員会
委員 長 秋 山 洋

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届（国会議員関係政治団体の区分）

区分	名 称	国会議員関係政治団体の区分	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	異動年月日	届出年月日
新	森屋ひろし後援会山梨森成会	国会議員関係政治団体以外の政治団体	森屋 宏	参議院議員	令和七年七月三十日	令和七年十月二十四日
旧		法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体				

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地		異動年月日	届出年月日
新	森屋ひろし後援会山梨森成会			都留市つる二一三一二四		令和七年八月三十一日	令和七年十月二十四日
旧				甲府市丸の内一七一一八 東山ビル二一B			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地		解散年月日	届出年月日
自由民主党山梨県参議院選挙区第一支部	森屋 宏	西澤謹四郎	甲府市丸の内一七一一八	東山ビル二一B	令和七年十月十日	令和七年十月二十日
自由民主党山梨県美谷政治連盟支部	田川 勲	河西久美	甲府市緑が丘二一三一二六		令和七年十月三十一日	令和七年十月三十一日
税理士による森屋宏後援会	天野友一	江井 誠	甲府市中央二一三二二三	税理士会館内	令和七年十月十四日	令和七年十月十五日
望月悟良後援会（悟山会）	望月 照紀	望月 悟良	南巨摩郡身延町八日市場四六一		令和七年十月三十一日	令和七年十一月五日

政治資金規正法第十九条第三項第一号の届出 資金管理団体指定取消届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
森屋 宏	参議院議員	森屋ひろし後援会山梨森成会	甲府市丸の内一七一一八 東山ビル二一B	森屋 宏	令和七年八月三十一日	令和七年十月二十四日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十四号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則を次のように定める。

令和七年十一月二十日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄
退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則

(趣旨)

第一条 山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。）第十八条第二項に規定する退職手当の支給制限等の処分に係る山梨県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の調査審議に関する手続は、この規則の定めるところによる。

(諮問)

第二条 退職手当条例第十八条第二項の規定により退職手当管理機関が人事委員会に諮問を行おうとする場合には、次に定める事項を記載した書面を提出してこれを行わなければならない。

一 退職手当の支給制限等の処分（以下「処分」という。）を受けるべき者（以下「当事者」という。）の氏名、住所その他当事者を特定するために必要な事項

二 当事者に対して行おうとしている処分内容及び根拠となる条例の条項

三 当事者に対して行おうとしている処分の原因となる事実

2 退職手当管理機関は、前項の書面のほか、次に定める書面等を提出しなければならない。

一 退職手当条例第十四条第三項若しくは第十五条第四項（退職手当条例第十六条第二項若しくは第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により聴取された当事者の意見の内容を記載した書面又は当事者から提出された陳述書及び証拠書類若しくは証拠物（以下「陳述書等」という。）

二 処分の原因となる事実等を証する証拠書類又は証拠物

三 前二号に掲げるもののほか、人事委員会が別に定める書面等

（口頭で意見を述べる意思の有無の確認）

第三条 人事委員会は、退職手当条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当事者に対し、退職手当条例第十八条第三項に規定する口頭で意見を述べること（以下「意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による意思の有無の確認をする場合において、意見陳述の期日への出頭に代えて、陳述書等を提出することができることを教示しなければならない。

(行政手続条例の準用)

第四条 前条第一項の規定による意思の有無の確認の結果、当事者から意見陳述又は陳述書等を提出することの申立てがあった場合には、山梨県行政手続条例（平成七年山

梨県条例第四十六号）第十五条（第二項第二号を除く。）、第十六条、第十七条及び第十九条から第二十三条までの規定は、当該意見陳述の機会について準用する。ただし、同条例第十九条第一項の規定中「行政庁が指名する職員」とあるのは、「人事委員会の委員長若しくはその指名する他の委員又は退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（令和七年山梨県人事委員会規則第二十四号）第十二条の規定により意見の聴取に関する権限を委任する場合にあつては事務局長」と読み替えるものとする。

(意見陳述の期日及び場所の変更)

第五条 当事者は、やむを得ない理由があるときは、人事委員会に対し、意見陳述の期日の変更を申し出ることができる。

2 人事委員会は、前項の規定による申出により、又は職権で、意見陳述の期日及び場所を変更することができる。

3 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の期日又は場所を変更したときは、速やかに、書面によりその旨を当事者及び準用行政手続条例第十七条第二項の参加人（以下「参加人」という。）でその変更がなされた時までに同条第一項の規定による請求を受諾し、又は同項の規定による許可を受けているものに通知するものとする。

4 前三項の規定は、準用行政手続条例第十七条第一項の主宰者（以下「主宰者」という。）が意見陳述の期日及び場所を準用行政手続条例第二十二条本文の規定により通知し、又は同項ただし書の規定により告知した場合について準用する。この場合において、前各項目中「人事委員会」とあるのは「主宰者」と読み替えるものとする。

(関係人の参加許可の申請等)

第六条 準用行政手続条例第十七条第一項の規定による許可を受けようとする者は、意見陳述の期日の四日前までに、その氏名、住所及び意見陳述の機会に係る処分につき利害関係を有する理由を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、準用行政手続条例第十七条第一項の規定による許可又は不許可の処分をしたときは、速やかに、書面によりその旨を当該許可の申請を行った者に通知しなければならない。

(主宰者の指名の手続)

第七条 準用行政手続条例第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、準用行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をする時までに行うものとする。

2 主宰者が準用行政手続条例第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、人事委員会は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。（補佐人の出頭許可の申請等）

第八条 準用行政手続条例第二十条第三項の許可を受けようとする者は、意見陳述の期日の四日前までに、準用行政手続条例第二十条第三項に規定する補佐人の氏名、住所、補佐する事項及び補佐人ともに出頭することを必要とする理由を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、準用行政手続条例第二十条第三項の許可又は不許可の処分をしたときは、速やかに、書面によりその旨を当該許可の申請を行った者に通知しなければならない。

3 準用行政手続条例第二十条第三項の補佐人の陳述は、その補佐人の出頭に係る許可を得た当事者又は参加人が直ちに当該陳述を取り消した場合については、当該当事者又は参加人の意見の陳述とはみなさないものとする。

(意見陳述の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第九条 主宰者は、意見陳述の期日に出頭した者がその意見陳述に係る事案の範囲を超えて意見を述べるときその他聴聞の期日における適正な審理の進行を図るためやむを得ないと認めるときは、出頭した者の陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を乱す者に対し、退場を命じ、その他必要な事項を命じ、又は措置することができる。

(意見陳述の期日における審理の公開)

第十条 人事委員会は、準用行政手続条例第二十条第六項の規定により意見陳述の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、速やかに、書面によりその旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の期日及び場所を公示するものとする。

(陳述書の提出の方法等)

第十一条 準用行政手続条例第二十一条第一項の規定による陳述書等の提出は、提出する者の氏名及び住所、意見陳述の機会の件名並びに当該意見陳述の機会に係る処分の原因となる事実その他処分事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

(権限の委任)

第十二条 人事委員会は、退職手当条例第十八条第三項の規定による意見の聴取、同条第四項の規定による必要な調査及び同条第五項の規定による必要な協力を求めることに関する権限を、事務局長に委任することができる。

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、退職手当条例第十八条に規定する調査審議に関する手続について必要な事項は、人事委員会が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十一月二十日

山梨県警察本部長 仲 村 健 二

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量 文書・人事業務等管理システム 一式
二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部警務部警務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年十月三十一日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 F L C S株式会社

(二) 住所 東京都千代田区神田練堀町三番地

五 契約金額 二億五百九十八万六千円

六 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号の規定による。